

令和3年10月31日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

静岡県選挙管理委員会



最高裁判所判事
わた なべ え り こ

道
只
五
一



江戸ノ



昭和二九年四月一六日生

《国民審査投票用紙の記載方法》

◎「やめさせた方がよい」と思う裁判官については、
その氏名の上の欄に×を書いてください。

◎「やめさせなくてよい」と思う裁判官については、何も書かないでください。

同一年一月 公正取引委員会事務局監修
同年九月 弁護士登録(第一回審議會監修)
一六年四月 慶應義塾大學法科大學院教授
一九年四月 内閣府官民競争人等監理委員会委員
一四年三月 日本放送協議會經營委員・監査委員
元年一月 司法試験考査委員(経済法)
二年九月 国立女子大學監事
三年七月 最高裁判所判事

最高裁判官としての心構え

最高裁は「法の番人」として、ひとつひとつの事案について公平・妥当な判断を行なうことがます重要であり、同時に、最高裁の判断が先例・規範としてどのように使われていくか、様々な事案においてはとりもどりの国民や社会に対する影響を想定つて、「法」が正しく機能するよう最善の努力をしていく役割を担つてゐると言えます。

これまでの弁護士としての職務、公的活動等での経験及び日々の生活を通じて、価値観も多様化する中で、まして、常に「法」の重要性は何かと問われており、最後の裏所として「法」の重要性が高まつてきてゐる所と感じてきました。裁判所はこのよう期断的で、常に応えていくことが重要であり、私は、最高裁判事として、ひつひつとした主張との握つて立つところを、常にその判断の意味意識することを、大原則的に考えながら「法」と向き合つて、当該事案の解決があるべき法の解釈と向けて一所懸命に努力していくことを考えております。

これまで、弁護士としての職責を果たす上では、女性か否かといふよりは、ひとりの弁護士として、依頼者や同僚から信頼される仕事をしたいと考えてきました。裁判官となつても司法の一翼を担う裁判官のひとりとして信頼して頂けるよう、やはり最高裁ははじめとして考えています。しかしながら、やはり女性は限らぬ女性全体に機会が与えられることはとても重要なことです。私は、これまで先輩方とのつながり拓いてきた道を歩むことで現実に至っています。このたび最高裁判事として幅広い機会を頂くことができ、今度は私が、より若い世代の女性の基礎をささやかですがその一石となるよう励んでいきたいと思っています。

最高裁判事就任後日が泣いたと
柴に語った。そのいよいよセ

裁判官としての心構え 「心構え」として最も重要なことは、最終審である最高裁の判断の重さを常に自覚した上で、様々な分野の実務者による論議を丁寧に評議していく。また、さらには大きな視点に立つて物事を考えるよう努めたいと思います。

最高裁判所において開与した主要な裁判	令和三年七月最高裁判所判事
最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはあります	二六年九月静岡地裁所長
ん。	二八年二月東京高裁判事(一部総括)
	三〇年一月東京地裁所長
	同年一二月大阪高裁判官
	三年七月最高裁判所判事

略歴	昭和五八年	奈良県大和郡山市で生まれ育ち、私立東大寺学園中学校、同高等学校を経て、東京大学法
平成	四年	学部卒業
五年	五月	東京地裁、広島地裁、最高裁判所、同広報 調査秘書課、神戸地裁で勤務
	四月	判事任用
	三月	東京地裁判事、最高裁判所 課長、同人事局課長、東京地裁判事（部総 括）、東京高裁判事局長等を務める。

とへの「畏れ」の気持を忘れてはならないと思ってきました。最高裁判事に就任してから日が浅いため、開示した主要な経験や裁判評議を尽くしてまいりたいと思います。

民法及び戸籍法にある婚姻に際しての夫婦の氏の定めに関する規定が憲法二四条に違反しないと判断した(多数意見)。その上で、夫婦の氏に関する法制度の合理性に関わる審査意見はいかんによつては、これらの規定が同条に違反すると評価されると至ることもあらゆるが、このよくな法制度については、関連制度も含め、民主主義的なプロセスに委ねることによって、合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して決めるようにするこそ、事の性格にふさわしい廷解であるとした(補足意見付加)。

二 令和三年九月七日 第三小廷判決

被告人がある心神耗弱の状態にあつたとした第一審の事実認定に誤りがあるとして、何ら事實取調べをせず完全責任能力を認め自判した原判決には、法令違反があると断じ、破棄差戻とした(全員一致、裁判長)。

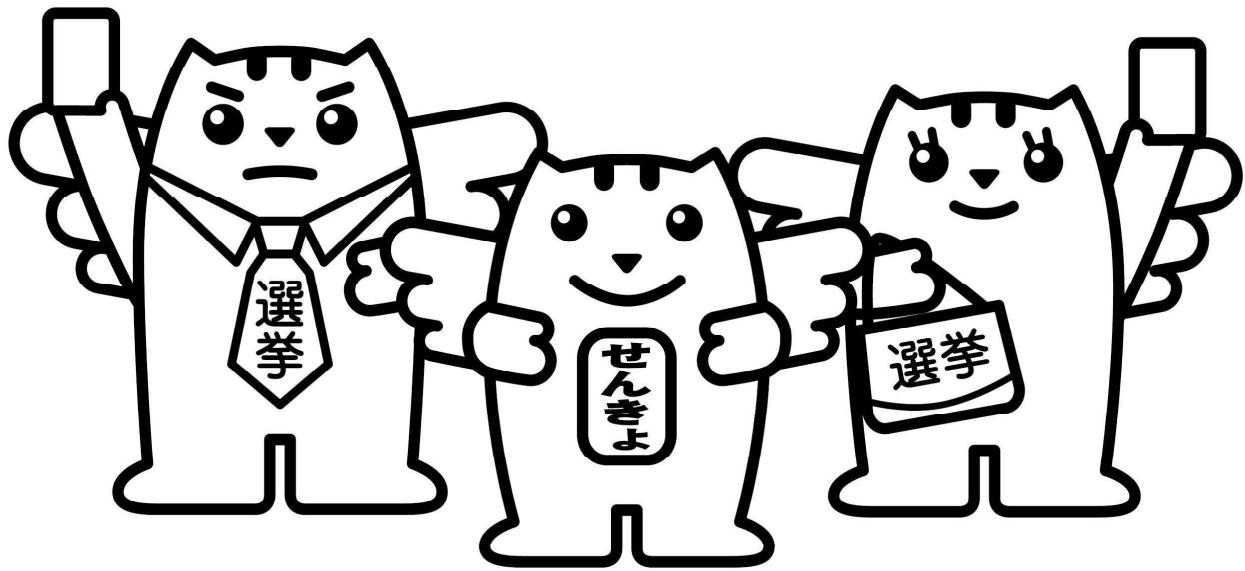
四年	九月	外務省北米局參事官以降、同條約局法 國外務局審議官として勤務
七年	一月	外務省歐亞西歐第二課長以降、同條約局法 規課長、在インド大使館參事官、後に同公 使、在英國大使館公使として勤務
九年	八月	合外政局審議官として勤務
一二年	八月	在サンフランシスコ總領事
一四年	九月	駐オランダ特命全權大使
一五年	七月	外務審議官
一八年	七月	駐大韓國特命全權大使
元年	一〇月	駐英國特命全權大使
三年	二月	最高裁判所判事

昭和五二年	三月	東京都谷保市（現 西東京市）生まれ。東京教育大学（現、筑波大学附属幼稚中学校、高等學校卒業）
同年	四月	東京大学教養学部教養学科（国際関係論分科）卒業
五五年	七月	外務省入省
	同月	英國オックスフォード大学社会科学特別ディプロマ取得
八月	同月	外務省経済局以降、アジア局、条約局、在米大使館にて勤務
平成 二年	内閣書記官事務官補	大使館にて勤務

最高裁判所判事
なが
みね
やす
まさ
長嶺安政
昭和二九年四月一六日生

最高裁判所裁判官国民審査

最高裁判所裁判官の国民審査は、
裁判官が職務に適切な人物かどうか、
国民が意思表示をする制度です。



投票日は 10.31 SUN

[投票時間] 午前7時から午後8時まで（一部地域を除く）

期日前投票 10月30日(土)まで 投票時間は原則として午前8時30分から午後8時まで

投票の詳細についてはお住まいの市区町の選挙管理委員会にご確認ください。

有権者の皆様へ

今回の国民審査に、皆様の大切な一票を投じていただきようお願いします。投票所では、事務従事者のマスク着用、手洗い・うがいの実施、投票用紙の記入に使用する鉛筆の消毒等、新型コロナウイルス感染症対策を実施しています。期日前投票は、新型コロナウイルス感染防止を理由として行うことができますので、積極的に利用してください。

感染症対策へのご協力のお願い

- マスクの着用や咳エチケット等に協力をお願いします。
- 投票所に備え付けの消毒液による手指消毒に協力をお願いします。
- 投票用紙への記入にあたっては、「持参された鉛筆」の使用も可能です。
- 帰宅後も、手洗い・うがい等の感染症対策をお願いします。

特例郵便等投票制度について

新型コロナウイルスに感染され自宅や宿泊施設で療養されている方、海外から帰国され一定期間の隔離や停留の対象となった方は、療養等されている場所で郵便により投票ができますので、お住まいの選挙管理委員会にお尋ねください。